

賦に對し裁判所に訴ふることを得る者は唯特別の法律上の權原に
基き減免を主張する者にのみ限りたるを觀るときは則ち該法律は
猶太人の關係を私法の原則に従て規定したるにあらざるとを知る
可し尙該法律は其第三十條及第五十八條に於て教團の法人權を認
め又割賦金取立の爲め行政上の保護を與へたり

(二) 瓦耳天堡千八百二十八年四月二十五日の猶太人の公法上の關
係を定めたる法律は各教團の長たる者に懲戒を行ふの權(破門と三
『ツルテン』以下の罰金)及び其他の事務を管理するの權を與へたり全
猶太教會と其貧民制度に對する監督は一人の政府委員と四人の猶
太教委員を以て組織せる最高廳之を掌どり殊に教會及び貧民院の
經費に供す可き賦課金の徵收法を定む此法律は該教の各教團を以
て當然法人權を有するものと見做し特に之に割賦金取立の權をも
與へたり宗教上の儀式を行ふとに關しては皆に家内祈禱を爲し得
るに止らず公然共同して之を行ふとを得るものとせり

猶太教に等しき法律上の地位を有するものは特權を有する基

督諸教會に屬せざるか又は後追々に之より分離したる基督諸教
派とす例へば普國に於ける新教派の同胞組合プロテスタントヘルンフリーテル(一)及
び新教國立教會より分離せるルーテル派(二)の教徒其他瓦耳天堡に
於ける改革派の教團『コルンタール』の如し

(三) 普國千七百四十六年五月七日『シレシントン』に發したる一般レキテラコニクシヨクシヨク准許
は『ヘルンフリーテル』教社に與ふるに懲戒及び宗制を其宗教の主義に
從て便宜制定するの權を以てせり又此法律に依れば此派の教徒は
宗教上の事件に關しては教務局の管下に屬せず國王の最高監督及
び保護を受け直接に其管長に服従し又完全なる良心の自由を有し
公然儀式を行ふとを得るなり其後千七百八十九年九月四日其特權
を認許せらるゝに當り『アウクスブルヒ』宗教會議々定の教派の正統
として認められ以前有したりし權利を其儘保有するととなれり其
他該教徒は法人權を有する教團を組織するの權あり然れども彼の
大基督教會の有する其他の特權は之を有せざるものとす(從て其會

堂は之を教會と云ふとを得ずして單に禮拜所と稱し其教師も官吏と同一の特權を有せず又鐘を使用するとを得ざるなり)

(二) 千八百四十五年七月二十三日の一般准許は此教徒に許すに個々別々の小教團を組織することを以てし且つ此等教團が相合同して團躰を組成し新教國定教會の治教權に服せざる獨立の一管長を戴くとを許せり其結果として所謂最高教會々議なるもの最高廳として『アレクスラウ』に設立せられたり其教團は國家より設立の認可を經、法人權を有するとを得るも其割賦金の取立に行政上の保護を仰ぐの權を有せず而して此教團が私設組合にあらざるとは千八百五十七年十月二十六日の前の高等裁判所の判決に依りて認められたり即ち此判決は最高教會々議が或る組合員を除名したる處分に對し民事訴訟をなすとを得ずと宣言したり

此種の教社の准許は同時に又之に對する一定の監督權を定めたり而して此監督權は概して特權を有する基督教會に對するものに類似す此の如く此種の教社は特別の監督に服するを以て別

に一般の結社警察に服せず又其上長の處分其他純然たる私法上の性質にあらざる係争問題に關し普通民事裁判所に訴ふるとを得ざるものとす

(一) 實際上より觀察するときは割賦金徴收の爲め行政上の執行を許さざる場合に於ては普通の訴訟を許すを以て機宜を得たるものと爲す可きに似たり殊に實際行政廳が公法上の特權を有する教會の割賦金に付き疑はしき場合に於ては行政上の保護を拒絶して之を普通裁判所の裁判に一任したるとあるも毫も弊害を見ざりしなり然れども此見解は特に法律を以て之に關する事件に付民事訴訟を許したるときは格別然らざるに於ては理論に合するものと云ふ可からず(上の二百九頁參看)

何となれば公法人たる教社の割賦は私法上の關係に基づくものにあらずして公法上の義務なり従て之が請求も普通の民事裁判所に屬す可きものに非ざればなり故に此場合に於ては公法人たる性質を有する教社は單に其宗教的教會的強制方法に依るの外更に國家

の保護を有せざるなり此結論は理論上正當なるものにして實際上の結果如何に關係あるものに非ず實際上の利害より見るときは第一に此種の教社に執行上の保護を拒絶するは不當なり次に此保護を與へざるときは勿論假令之を與ふる場合に於ても尙法律上疑はしき場合には裁判上の手續(例へば行政裁判所)に由らしむるを以て機宜を得たるものとせざる可からず

教社を組織するは自由なるも而かも組織したるのみにては未だ何等の特別なる権利を得るとなしとは是れ現時に於ける立法の主義なり今此の主義に依り正當の分類を爲すときは左の如くなるべし

第一、單に私法の規定に従ふ教社

(イ)法人権を有せざるもの(普に於ける和蘭派の改革教徒、巴丁に於ける獨逸カトリック教徒の如し)

(ロ)法人権を有するもの(普に於ける「イルヴェインギヤチル」「ナツアレチル」「ダールビスタン」「クエー」ケル「アングリカキル」自由組合「獨逸カトリック」「巴丁に於ける「蓋ル」テル派「メノニタン」「ヘルンフーテル」等の如し)

第二、公の法人若くは公の營造物たる教社

(イ)公法人の要素たる権利のみ若くは之と共に二三其常素たる権利を有するもの(是本文に説明する所なり)

(ロ)公法人の權の外同時に慣習上得たる附隨の特權を有するもの(即ち特權ある基督教會上の二百三十七頁を見よ)

往時の國教主義廢棄せられ爾來信教自由を認め宗教上の團體に自由を與へたるに由り始めて今述べたる如き種々の教社を觀るに至れり

國教主義の行はれたる時代に在ては宗教は國家事件と見做されしを以て形勢變遷の結果、主たる教社の外、猶種々の教社を認容せざるを得ざるに至りたるも尙此諸教社を純然たる私設組合とするを得ざりしのみか寧ろ或る範圍に於て之を公の法人として待遇し他方に在ては之に對し嚴密なる監督及び干涉を施すを常とせり而して今日仍此主義に在るものを巴威國の法制とす同

國千八百十八年五月二十六日の宗教條例は實に左の區別をなせり尤も是唯基督教派の諸教社に關するのみ^(一)

(一) 同條例第二十五條に曰く「基督教以外の信徒も亦第一條及び第二條に従ひ完全に信教の自由を有す然れども宗教上の組合としては其民事上の關係に付き特に定めたる法令に従ふ可きものとす」と

第一、公然採用せられたる教會、此資格は唯國王の明示認許に因りて受くるとを得るのみ(三大基督教會即ち加特力教「ルーテル」教及改革教之に屬す)此教會は公法人の權を享受し其建物は他の公共の建物と同一の權を有し祭禮又は宗教上の教育に従事する人は公吏と同じき權利を有し又此教會は私法上、法人たる資格を有し且つ鐘及び其他の標章を用ゆるの權を有す

第二、私設の教社、此種の教社は自由に設立するを得ず又國王の認許を要す此認許に因り一定の建物内に於て自由に禮拜の式を行ふとを得、然れども鐘及び其他の標章を使用することを得ず其他の權利殊に法人の權を有するや否や等は一に其附與したる認許證に依るものとす其教師も亦公吏の權を有せず

是に由て之を觀るときは巴威法は此二種の區別をなすに當り其標準を上の百八十四頁以下に附隨の特權又は常素として掲げたる權利を有すると之を有せざるとの一點に採りたることを知るべし條例の所謂私設教社とは即ち單に此等の權を有せざるものを指示したる迄にして私法の規定に服する教社と云ふ意味に非ざるなり

巴威國立法の精神が私法上の規定に服するといふとを以て所謂私設教社の特徴とせざるとは又實に該條例の明文にも現はれたり該條例は認許せられたる公私の教社は國家監督の下に其内部の事件を處理するの權能を有するとを定めたり而して此内部

の事件として同條例の掲げたるものは教社の懲戒、純然たる宗教事件に關する裁判權の行使即ち良心に關する事件又は教義、經典及び之に基づく宗制に従て守る可き義務に關する裁判とす其他教會の上長たる者に一般の監督權及び相當の懲戒權を行ふの權を許し各信徒には教社の懲戒に服するの義務を負はせたるを觀るときは是れ即ち單純なる私設教社に其信徒に對する自治者的權力を許したるものにして換言すれば宗教條例に従へば認許を得たる基督敎派の私設教社にして公の法人たらざるものなく巴威國に於ては全く私法の規定に服する教社として待遇す可きものは一も之なしと斷定するを得るなり而して此斷定の正確なるとは既に説明せる如く宗教條例が私設教社を其内部の事件に關しては公法上の營造物たる性質を有する基督敎會と全く同一視するの事情に由りて明かなるのみならず同條例が其第三章本

章は國家の治教權（ノイニヤクツ）を詳細に規定し教師權濫用（レクニクツツ）の上訴を許し認可を規定し其他國家教會に關連する事件に付規定せり（一）の規定を私設教社に適用したるに由りても亦疑なき所とす（二）の例外と謂ふ可きものは財産上の關係に關しては認許證に別段の記載なきときは之を普通の私設組合として待遇するとは是なり（三）

(一) 故に巴威國法慣用の語例には反すれども「ツンキアール」派の如きは公法人たる教社とすべきなり而して此教社が表面私法上の法人權を有せず且其財産管理は國家監督に服せざるは毫も右の性質を變更するものにあらざ

(二) 是れ同條例第四十五條の明かに定めたる所なり是を以て巴威に於ては前註に記したる教社の割賦金の規定及び其取立に付ては裁判所之を判決す

巴威國に於ける猶太教も亦公法人に屬す何となれば其教師は同條例第三十九條乃至第四十一條に掲げたる權能を有し公法人の常案

たる可き權利として、即ち各教團は私法上法人權を有し、組合員の出費徴収に付き行政官廳の共力を請求するとを得、而して他方に國家は該教に對し特別の監督を行へばなり。

千八百六十年二月二十六日の巴威結社法は此規定に何等の變更を加へたるものに非ざるなり、何となれば此法律は教社の設定には關係を有せざればなり。

(一) 千八百四十八年私設教社として認許せられたる獨逸加特力宗は千八百五十一年に於て此資格を剝奪せられたりしも同教社が此結社法の第十三條に觸れざる限りは之を政社と見做す可からざるとは世上一般に認むる所なり。

教社に關する普國普通法典の規定(此規定は最近の立法に依り大に變更せられたり)に關しては唯左の數個を摘載するを以て足れり、す可し、該法典は公然採用せられたる教社と唯國家の認許に因るもの所謂認容せられたる教社とを區別す前者は特權ある法人の資格

を有するものなり、後者には巴威國の宗教條例の如く單に財産上の關係に付きてのみ私法の規定に服すとせず、一般に第二篇第六章第十一條以下の規定即ち法人の資格なき私設會社にして營利を目的とせざるものに關する規定を適用すと定め、從て此の種の教社に對する監督を普通裁判所の司とせり、又該法典は此種の教社長に與ふるに特權を有する、基督教會長と相等しき主治者の權力を以てせず、是れ亦巴威國の宗教條例と異なる所なり、由是觀之、普國普通法典は巴威國の宗教條例に比し大に近世主義に近きものと謂ふ可きなり。

(三三)

第三節 各教社と特權を有する基督教會との平等

古來或る邦國に於ては種々の原因に依り特權なき基督教諸派に特權を有する基督教會と全く同一の地位を與へたるの例少からざりしが、今日と雖も特權を有する一教會に分裂を生じたると

きに當り國家は唯其一派のみに從來の特權を有せしめ他の一派には之を與へざるが如き偏頗の處置を爲すべき必要を有せざる場合に於ては兩者の地位を同一とすべきや否やは必ず起るべきの問題にして近時に在ては現に舊加特力教徒が『ヴァチカン』の宗會議に反對したる結果として實際生じたる所なり勿論舊加特力教徒が『ヴァチカン』の會議に反抗するや該會議の決議を以て無効なるものとし己れのみ獨り眞正の加特力教會なりと主張するに在りて固より正當の理由あるものと謂ふ可からざるも猶國家が舊加特力教徒の從來得有せる地位を貶して特權を有せざる教社と爲すは其當を得ざるものと謂はざるべからず何となれば『ヴァチカン』の會議の議決たる國家にとり頗る危害あるものなるに舊加特力教徒は即ち此決議に反對し固く加特力教の教義及び宗制を以前の儘遵奉せんと欲するものなればなり此理由に基き普

(三) 國巴威及び『ヘスセン』^(四)に於ける舊加特力教徒の團結は『ヴァチカン』派羅馬加特力教會と全く同等にして且つ同一の特權を有する教社として認められたり從て羅馬加特力教會に適用す可き法律は之に適用すべきものとす^(五)

(一) 之に屬するものを普瀋士『メラウンシウイグ』及び『シヤウムナルクッヘ』の『下ザクセン』教團聯合『ザクセン』王國に於ける獨逸加特力教徒とす巴威國に於ける希臘教の合併派及び不合併派が公法人たる教會の權を有するかに付ては争あり

(二) 普國に於ては千八百七十三年選舉せられたる舊加特力教々監は加特力教監として國王の認許を得たり千八百七十四年の豫算には舊加特力教監の爲に要する補助及び一時保護といふ一項を編入し議會の承諾を得たり千八百七十五年の教會財産に關する舊加特力教會の權利に關する法律も亦間接に此見解を採用せり

(三) 巴丁國千八百七十四年六月十五日の舊加特力教徒の權利關係

に關する法律第一條に曰く「凡て羅馬加特力教に關し發したる法律は千八百七十年七月十八日の『ヴァチカン』憲章殊に羅馬教主の最高直接の統御權及び不可損權の教規に同意せざる加特力教徒(即ち舊加特力教徒)にも適用す該教徒は曾て加特力教徒として有せし權利を依然保有す可し」と

(四) 『ヘッセン』國にても舊加特力教監は千八百七十五年に加特力教監として國王の認許を得たり

(五) 巴威國に於ては以上の諸國に反し政府は立法の根柢として實に左の見解を探れり『ヴァチカン』の議決は國王の認許を得ざるを以て國家に對しては無効のものとす政府は舊加特力教徒が他の臣民及び國家に對する外部の關係に於ては之を加特力教徒として待遇するの權利及び義務を有す然れども固と『ヴァチカン』派の教師にして舊加特力派に改宗せるものが依然其職務を執行するに於ては政府は之に保護を與ふるとを得ず何となれば元と其教師に附屬したりし加特力教徒は其教師の改宗と同時に之に對し第三者の地位を

有するとなりたれば其教師は此信徒に對して尙其職務を執行するを得べきものにあらざればなり(ドクトル、ラインケン)述、舊加特力教監の認否問題に關する意見書參看)

政府は又舊加特力教は『ヴァチカン』派加特力教監の統督權に服し其教師區を組織するにも後者の參與を経ざれば之を爲すとを得ずとせり最後に政府は舊加特力教監は國法上認許す可らざるものとして宣言せり

政府の舊加特力派を待つや其れ此の如し而して其實際上の結果は如何といふに該派は唯自己に不利益なる點に於てのみ加特力教徒と同等の取扱を受け其他に於ては全く固有且つ獨立の組織を成すことを妨げらるゝに至れり

右政府の見解は『ヴァチカン』派加特力教徒を依然公法上の教社の權を有するものとして認むるは非なり以後須らく此資格を認む可らずといふに在るか(認可の制を遵守せざる點より觀察せば此結論は法律上正當の論結といふべし)否是れ何人も望まざる所なるべし蓋

し之を實行するに於ては謂ふ可からざるの困難に遭遇すべければなり然れども前顯「ドクトル、ラインケン」の意見は二々の要點に於て誤謬に陥れりといふ可し該意見に曰く新たなる教社に公法人の權能を附與するには法律を要す國王が勅命を以て之に與ふるとを得べきものは唯私教社の權のみと而して其引證として宗教條例第廿六條を採用せり同條に曰く「既に法律上採用せられたる教會に屬せざる教社は國王の認許を得るにあらざれば之を設くるとを得ず」と同意見書は此條文を解釋して曰く「此條文は君主は如何なる方法を以て此認許を與ふやに付ては何等の規定を爲さずと雖も既に存立せる教社の基礎として法律の語を用ひたるが故に此認許を爲すにも亦法律の方式を要す」と是れ法律とは國王が議院の協賛を経て制定するものにして國王の認許とは國王單獨に發するものたるを知らず之を混同して「法律上」と云ふ語に付き牽強附會の解釋を下したるものと謂はざる可らず加之該條例は其第二十八條及び第三十二條に於て國王の認許の方法に關し公の教社と私の教社との間に何

等の區別を設けざるが故に私の教社を許可するには國王の勅命にて十分なりとせば(是れ意見書の採れる所なり)公の教社を認許するにも亦勅命にて十分なりと云はざる可らず之を意見書の誤謬の一なりとす

意見書の第二の理由とする所は巴威國と教主との間に締結せられたる條約は宗教條例第百〇三條に従ひ巴威憲法の一成分を形成するものなり然るに該條約第二條は巴威國の教監管區區域を一々列舉せるを以て其結果此區域の變更即ち舊加特力教監の認許は憲法改正の方法に由らざる可らずといふに在り是れ亦非なり宗教條例第七十六條及第七十七條は右の區域の區劃變更を以て國家官廳の干渉を要する事項と定めたり而して官廳の意義には議院を含まざるとは明かなるのみならず却て該兩條は行政府に與ふるに議院の協賛を経ず管區の區域を變更するの權を以てしたるものなり

茲に仍ほ未決の一疑問たるは教社が今日立憲國に於て前述の

地位を得るには勅令に由るべきか將た法律に由らざるべからざるか是れなり索遜國に於ては法律に依るを要すとし巴威國に於ては前註に論じたる如く勅令を以て足るものと定めたり澳國に於ては之に反し法律を以て教務大臣に與ふるに或る教社にして所定の要件を具備するものを認許するの權利を以てし且つ同時に之を其義務とし認許を得たる教社は他に何等の手續を要するなく當然國權を有する公法人たるの權を得ることとせり

(一) 是れ索遜國千八百三十一年九月四日の憲法第五十六條の規定に基くものとす同條に曰く「王國に於て已に採用したる若くは將來特別の法律に依り採用せらるべき基督教社に限り公然宗教上の儀式を行ふの權を有す」と

(二) 澳國千八百七十四年五月廿日の教社認可に關する法律第一條に曰く「從來法律上認められざる宗教の教徒が教社として認許せらるゝには左の條件を具備するを要す

(一) 其教旨、教儀、宗制并に其名稱が法律の規定又は善良の風俗に反せざると

(二) 少くとも一教團たりとも此法律に従ひ其創立及び存續の確實たる」と

第二條に曰く「第一條の條件を具備したるときは教務大臣之を認許す此認許を受けたる教社は法律上認められたる教會及び教社が法律に従ひ有する凡ての權利を享受す」と

(三) 是れ別に明文なきも左の三點より爾く推斷するを得るなり
第一、 前述千八百七十四年の法律發布の當時澳國に於て法律上認許せられしものは唯加特力教會、新教會、希臘教の分立派及び猶太教會のみにして他には一も認許せられたるものなかりしと

第二、 此法律は教社に對する監督權を加特力教會に對する監督權に準じて定めたると

第三、 其理由書に(二百十七頁)曰く(前略)此等の要求の基づく所は左の二點に在り

(イ) 我澳國の法制に於ては認許せられたる教社には公の事務(殊に社員名簿調成、結婚參與)を委任せり

(ロ) 認許せられたる教社は特權を有する公法人の資格を有す其教社は之に依りて特別なる權利及び榮譽を享受し(職務上官吏の待遇、其財産の爲め行政上の保護、其組織の爲め刑法上の特別保護)従て特別なる義務を負はざるべからずと

是れなり亦以て立法の精神を知るに餘りある可し
千八百七十七年十月十八日の省令に依りて舊加特力教社は舊加特力教會といふ名稱を以て公然認許せられたり従て該教社も澳國に於ては特權ある地位を有す

之に反し法律上私設會社として待遇すべき教社は澳國法之を認めず尤も千八百六十七年十二月廿一日の憲法は其第十四條に於て各人に完全なる信仰及び本心の自由を與へ其第十六條に於て法律上認められざる宗教の信徒に法律及び善良の風俗に反せざる限り家内に於て宗教上の儀式を行ふことを許したりしも宗教上の組合を

設立するとは前述千八百七十四年の法律の發布せらるゝ迄は其他の法制の爲め實際上不能に屬したり惟ふに此規定は甚だ事理に適せざるものと謂はざる可らず何となれば各教社は各其必要及び地位を異にし其待遇も又之に應ぜざるべからざるに此規定は若し認許すれば完全に特權を與へ否らざれば私設組合としても宗教上の結社を許さずとの兩極端に走りたるものなればなり

斯る規定を設けざる邦國に於ては或る教社が唯公法人として(一)又は其常素たる權を有する公法人として(二)又は古來慣習の附隨的特權を有する公法人として認めらるゝには一に法律に依るを以て原則とせざるべらず但し既に特權を有する教會に分裂を生じたる場合に於て其分離したる教社が教會の有したりし分裂前の地位を變ぜざる限りは例外として別段の法律を要せざるものとす(三)

(一) 何となれば公法人たる資格を附與するは即特權を與ふるもの

にして立憲國に於ては唯法律に依りてのみ之を附與すべきものなればなり前に屢掲げたる認許は多くは專制時代に成立したるものなり

(二) 私法上の法人權の附與また之に屬す他の權と分離し唯法人權のみを附與するにも尙法律を要するか又は命令にて十分なるかは本文の所論に關係なし何となれば唯法人權のみを與ふるも未だ公法上の性質を得ざればなり往時は此區別を辨へざりしを以て却て此點のみ法律を以て規定したり

(三) 是れ舊加特力教徒に於て見る所なり之を以て普國及『ヘスセン』に於ては命令を以て加特力教徒として待遇せり巴丁亦然り

此原稿を終るに際し千八百八十三年六月五日普國議院に提出せられたる法律案の運命は決せられたり該法律案は千八百七十三年より千八百七十五年に至る教會上の法制に新瑕瑾を加ふる

底のものなるを以て識者竊かに此案の兩院を通過せざらむとを冀望したりしも今や上院亦之に賛同を與へたれば此案の確定法律として頒布せらるゝや將に近きにあらんとす此法律案によるときは

第一、國家が教導職心得(即ち在職者を何時にても解任し得る者)の任補并に教職の補助及び代理(牧師代理の場合を除き)任命に對し有したりし故障の權は撤去せられたり

第二、此法律案に依り任命せられたる教師(此案により國家の故障なしに任命するを得べき補助教師をも包含す)は各牧師管區に於て諸般の職務を執るの權を有し又國家の認めたる教監は他の曠欠せる教監管區に於て聖式を執行するの權を有す

第三、教會裁判所が上の四百八十四頁第二號及第三號に述べたる場合に抗訴を判定するの權能は此法律案に依り廢止せられ

教務大臣訴願廳として之に代はれり

第一及び第二に述べたる規定に依り教會上長又は教府は常任者を置くべき職位又は曠欠せる教監管區を空位の儘存し置き以て容易に國家の故障權に服するを避け得るととなれり即此規定は加特力教會をして其從來嫌厭する普國法に對する反抗を晏然繼續せしむるものと謂ふべきなり政府は此新法律に依り十分平和を期す可しと信すれども其教府との談判が盡く失敗に歸したるを見るときは加特力教會は媾和條約は姑らく措き休戰條約すらも締結するの意なきとを知るべきなり

從來政府が加特力教會をして申報の義務を履行せしむるや頗る強硬主義を採り毫も假借する所なかりしが今や羅馬教府より何等の讓歩を得ることなく此義務を廢止したるを以て爾來世人は此態度を以て凡て皆政府の軟弱主義に出たるものと解釋し去

る可し而して政府は國內加特力教の宗教上の需要を満足せしめんが爲め可及的力を盡すを以て主義とするものなるも伊太利にある加特力教黨政事家及羅馬教府の外交家は元來此政府の主義を了解せざるものなるを以て(第四百六十七頁以下を見よ)此の如き措置に對し謝意を表するもの恐くは一人もなかるべし殊に加特力教徒は以後政府を侮り軟弱恐るゝに足らずとなし之に對し憚る所なく益其要求を逞ふし(今日既に充分其徵候を認むるを得)政府は逐一之に應ずること能はず其極終に以前よりは猶一層不利益の位置に立ちて再び干戈に訴へざるを得ざるに至るべし是に於てか加特力教徒を御するの道は唯飽まで強硬主義を一貫し毫も假借せざるに在りとの古來よりの格言益驗ありと謂ふ可きなり要するに普國政府は千八百七十九年已來其對教會政略に於て恰も傾斜せる軌道を蹈み掛けたるものにして終に前述せる事

情を顧慮する暇なく歩一步最初定めたる立脚點に遠ざかるに至れるものとす

57/1/34

國家宗教關係論 大尾

明治三十一年八月五日印刷
明治三十一年八月十一日發行

(定價壹圓五拾錢)

著作者

藤 堂 融

發行者

宮 川 保 全
東京市神田區表神保町二番地

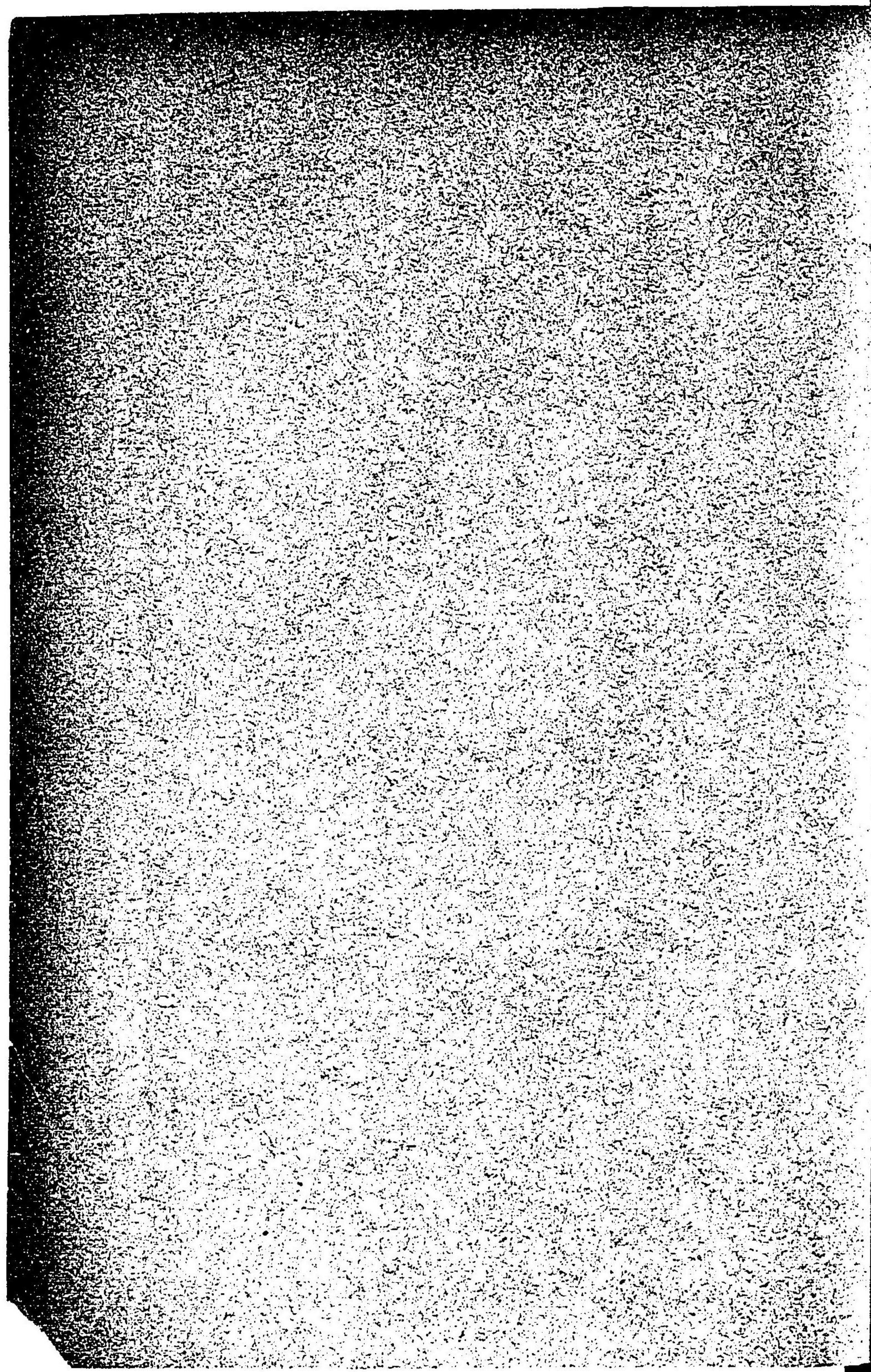
印刷者

高 田 乙 三
東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

印刷所

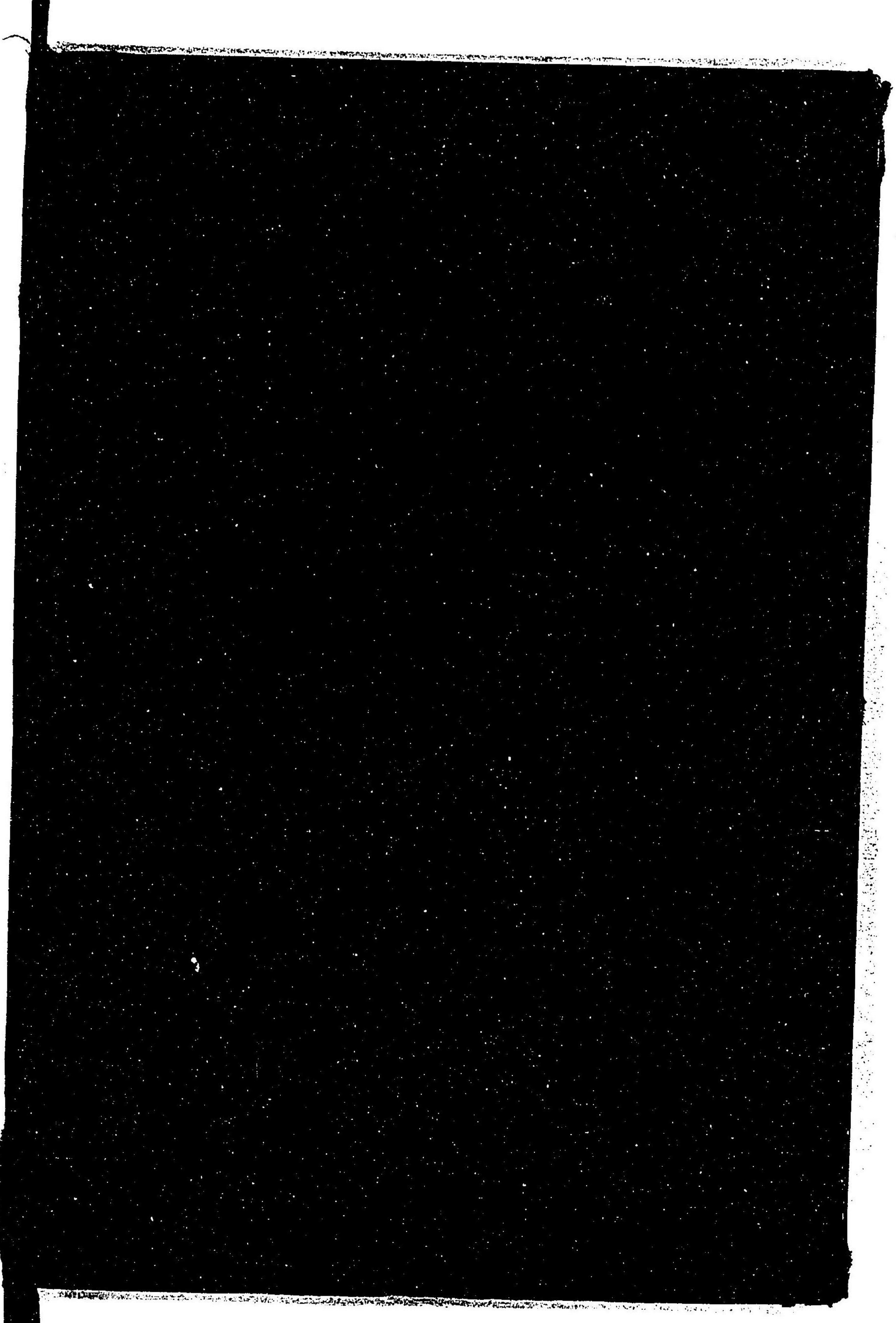
株式會社 秀 英 舍
東京市京橋區西紺屋町廿六七番地





THE
LIBRARY
OF THE
MUSEUM OF
COMPARATIVE ZOOLOGY
AND ANATOMY
HARVARD UNIVERSITY
CAMBRIDGE, MASSACHUSETTS

77
178



77
178

020648-000-6

77-178

国家宗教関係論

彬周士/著

M31

ABI-0464



